

仕様書

第1章 総則

1-1 適用範囲

本特記仕様書は、以下の業務に適用する。

令和6年度 県単 街路空間の再整備計画策定業務
(都) 松本駅北小松線 松本市 松本駅前

1-2 業務管理

受託者は、委託契約書、設計図書、設計・測量・調査業務委託関係集、本特記仕様書、業務打合せ書及び関係法規等を尊重し、所長（または長野県建設工事事務処理規程第29条により所長の指定する職員「以下、監督員という。」）の指示を受け正確に業務を遂行しなければならない。

1-3 履行期間

本業務の履行期間は、契約日の翌日から約450日間とする。

1-4 秘密の保持

受託者は、業務内容及びその成果を発注者の承認を得ずに第三者に知らせてはならない。

1-5 土地への立ち入り

受託者は、本業務にあたり、国有、公有又は私有の土地に立ち入る場合は、予めその土地の所有者又は管理者に連絡し、承諾を得なければならない。また、承諾を得られない場合は、監督員に報告し、指示を受けなければならない。

1-6 関係法令の遵守

関係法令を遵守すること。

第2章 業務内容

2-1 業務目的

本業務は、「信州まちなかグリーンインフラ推進計画/松本エリアビジョン（令和6年3月）」及び、「松本まちなかグリーンインフラアクションプラン（令和5年3月）」に基づき、松本駅前～あがたの森までの県管理道路（通称：あがたの森通り）において、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりの一環として、現状及び課題についてとりまとめ、グリーンインフラ等を活用した再整備計画の策定と、これに取り組む沿道事業者や市民等で構成する組織体制の構築支援を行うことを目的とする。

2-2 業務内容

業務内容については、設計業務共通仕様書によるものの他、特に以下の点を条件とする。

2-2-1 計画準備

- ・業務の目的と主旨を十分に理解したうえで、前提条件を整理し、技術的な実施方針及び実施計画を立案し、業務計画書を作成する。

2-2-2 街路空間の現地踏査

- ・あがたの森通りの街路空間の現状及び課題等の把握に必要な現地踏査を行う。特に街路樹の樹勢や植樹柵の形態、植栽の状況、歩道の損傷等既設道路施設の状態については詳細に把握すること。

2-2-3 移動・滞留の実態分析

- ・あがたの森通り及びその周辺エリアを対象に、客観的なデータを用いて、歩行者、自転車、自動車の移動や滞留の実態を把握・分析する。

2-2-4 沿道事業者等の意向調査

- ・あがたの森通り沿道の住民や事業者等を対象に、街路空間の現状や課題、将来の意向等を把握するためのアンケートを実施し、分析と考察を行う。なお、アンケートの配布対象者は100名程度で、調査票は受注者が作成し、配布及び回収等の方法については松本市の協力のもと、発注者と別途協議して決める。

2-2-5 検討組織の構成員の組成支援

- ・再整備計画の策定に際しては、アクションプランに基づき、あがたの森通りを3つのエリアに分けて、エリアごとに立ち上げる検討組織の構成員の検討及び提案を行う。なお、当該構成員については、街路空間の活用状況や既存の地元団体等の設置状況を踏まえて提案し、計画策定のみならず、理想とする街路空間の創出や維持管理・活用等に主体的に関わる持続可能な組織形成を目指すものとする。

2-2-6 検討会の運営支援

- ・ 2-2-5においてエリアごとに設置した検討組織における検討会議（以下「検討会」という。）の企画、資料の作成、当日の会議の運営及び会議後の意見のとりまとめ等の支援を行う。
- ・ 検討会は全体の将来計画の策定に向けて下記①から④の4段階で実施するものとし、1エリアにつき4回（計12回）の検討会の開催を想定している。
 - ① 2-2-4のアンケートの結果等を踏まえて、現状及び課題を整理・共有する段階
 - ② 上記①の現状及び課題を踏まえて、コンセプトや方向性など全体の将来計画の立案に必要な意見を収集する段階
 - ③ 上記②で出された意見を反映して計画素案を提示し、これについて意見を収集し、内容を精査する段階
 - ④ 上記③で出た意見を反映した計画案を提示し、これについて意見を収集し、計画書としてとりまとめる段階
- ・ 検討会の各回の会議資料は、2-2-2の現地踏査、2-2-3の移動・滞留の実態分析、2-2-4の意向調査等の結果を踏まえ、専門的見地から緑の機能を有効に活用した、より快適で歩きやすく居心地のよい街路空間を創出し、沿道事業者や市民等がその創出や維持管理・活用に関わるプロセスや手法等も示しながら、これまでの街路整備の経緯や既存の交通分析の結果等も参考にして作成すること。

2-2-7 再整備計画の策定等

- ・ 2-2-6の検討結果を踏まえ、あがたの森通りの街路空間の再整備計画を策定し、実施設計に必要な資料をとりまとめる。計画の策定に当たっては、有識者等からの意見聴取を実施し、街路樹の種類や配置及び、歩道、自転車走行帯等の整備について、維持管理や利活用を含めた総合的かつ段階的な計画として立案すること。
- ・ 上記で策定した再整備計画に基づき、事業化に必要な「ウォークブル推進計画」を作成する。

2-2-8 報告書の作成

- ・ 2-2-1から2-2-7の業務内容を報告書としてとりまとめる。

2-2-9 打合せ協議

- ・ 打合せ協議は、初回打合せ、中間打合せ（3回）、成果品納品前の計5回を予定しているが、新たな業務内容の追加等がない限り、打合せ回数の増減は契約変更の対象にはならない。

2-2-10 関係機関協議

- ・ 本業務の実施過程において、関係機関として協議を予定している長野県建設部都市・まちづくり課及び松本市との協議に際して、必要な資料作成を行う。

2-3 成果品

・成果品の種類・部数は下記のとおりとし、その他の詳細は発注者と別途協議して決める。

- ・報告書（図面等を含む）：2部
- ・電子媒体（CD又はDVD）：2部
- ・報告書及び図面には、担当者等の所属、氏名を必ず記載すること。